

9. 住まい

(1) 公営住宅（重度身体障がい者世帯向け住宅等）

公営住宅には、重度身体障がい者世帯向住宅や障がい者等優先住宅（1階部分）が一部用意されています。また、一般世帯向住宅へのお申し込みに際し、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯は、公開抽選での優遇措置（抽選番号を一つ追加）を受けることができます。ただし、障がい者等優先住宅（1階部分）との併用申込の時は、一般世帯向住宅での優遇措置はありません。

◆対象者

- (1) 重度身体障がい者世帯向住宅への入居資格（常時車椅子を使用）
身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受け得る程度の方がいる世帯
（市営住宅については、手帳の交付を受けた方）
- (2) 一般世帯向住宅公開抽選での優遇措置
障害者手帳交付を受け得る程度の障がいの方がいる世帯で、その障がいの程度が
 - ◎身体障害者手帳1級～4級の方
 - ◎療育手帳A1、A2、B1、B2の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方（市営住宅については、手帳の交付を受けた方）

【問い合わせ先】

◎県営住宅

熊本県営住宅管理センター 電話 096-213-2711

◎市営住宅

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター 電話 096-327-5101

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター 電話 096-311-7833

(2) 住宅改造費の助成

在宅生活を送るうえで住宅等を住みやすく改造する場合（例：段差解消、スロープ設置等）に、一部費用を助成します。（新築・増改築・維持補修を除く。）また、それにあたって助言を行う住宅改造居宅介護支援員を派遣します。改造後の申請はできません。必ず事前にご相談ください。

<次ページに続く>

◆対象者

次のいずれにも該当すること

- (1) 65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2をお持ちの在宅の方。
- (2) 改造しようとする家屋について、所有権を有する者又は所有権者の承諾を得ている方。
- (3) 世帯の生計中心者の前年分の所得税の額が、14万円以下の世帯に属する方。
- (4) 助成金の交付を受けたことがない方。

◆相談窓口

熊本市障がい者相談支援センター・熊本市障がい保健福祉課

◆申請窓口

熊本市障がい保健福祉課

【問い合わせ先】 熊本市障がい保健福祉課 電話 096-328-2519

(3) 救護施設

生活保護法に基づいて身体上または精神上何らかの障がいがあり、自立して日常の生活ができない人に利用していただき、日常生活全般にわたって援助を行うことを目的とした施設です。

施設名	所在地	電話番号	定員	担当区
友愛会銀杏寮	熊本市西区春日5丁目17-36	096-352-6602	60	西区
菊池園	菊池市泗水町吉富17-1	0968-38-2956	50	北区
千草寮	八代市千丁町太牟田2618	0965-46-0032	50	南区
野坂の浦荘	芦北郡芦北町大字田浦町358-2	0966-87-2277	50	中央区
しらがね寮	球磨郡あさぎり町上西835-2	0966-45-6668	50	中央区
天草園	天草市河浦町宮野河内3662-2	0969-78-0053	70	西区
真和館	阿蘇郡西原村大字鳥子3072	096-279-1121	50	東区

【問い合わせ先】 各区役所保護課 電話 P101～102 参照